

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【会社名】 椿本興業株式会社

【英訳名】 TSUBAKIMOTO KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 椿本哲也

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田3丁目3番20号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

椿本興業株式会社東京本社
(東京都港区港南2丁目16番2号)

椿本興業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦3丁目6番34号)

椿本興業株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸2丁目15番10号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第109期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社中日本営業本部において、当社従業員が不正取引を行っていたことが平成25年3月に判明し、その実態及び損失額を調査するために同年3月18日に社内調査委員会（委員長：代表取締役社長 椿本哲也）を設置するとともに、社内調査に対する公正中立な検証や、第三者による独自調査を行うために、弁護士、公認会計士等で構成される第三者委員会を同年3月25日に設置し調査を実施いたしました。

同調査により、同営業本部において、過年度から当社従業員が、特定の取引先との取引に際して商品の納入・販売の実体が無いにも関わらず仕入・売上計上を行う不正取引を継続的に行っていたことが明らかになりました。

これに伴い当社は、当該不正取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、職務分離や相互牽制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったこと、並びに仕掛品在庫の棚卸管理が不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不正取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び第三者調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設
- (2) 内部通報制度の改善
- (3) 定期的人事異動の実施
- (4) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し
- (5) 各種内部規定の見直しと実務運用の徹底
- (6) 内部監査体制の充実
- (7) 取締役会及び監査役の更なる活性化

以上